

# 日英貿易協定 大筋合意発表

October 2020

## In brief

2020年9月11日、日本と英国は日英包括経済連携協定について大筋合意したことを発表しました。領国での協定署名・国内承認手続きが完了すれば、日英間の輸出入においては現行の日・EU経済連携協定が無効となり、代わりに日英の協定が発効します。

## In detail

2020年9月11日、日本と英国は経済連携協定(以下「EPA」)について大筋合意したことを発表しました。現在、日英間の輸出入は日 EU・EPA の適用対象となっていますが、2020年12月31日までの Brexit 移行期間が満了した時点で日 EU・EPA の適用対象外となる見込みです。日英 EPA は日英両国により署名され、国内承認手続きが完了すれば、日英間において日 EU・EPA が適用されなくなり、日英 EPA が代わりに有効になります。日英両国は、2021年1月1日付発効を目指して承認手続きを進めているとしています。

このアラートの執筆時点では、日英 EPA の全文はまだ発表されていませんが、英國際貿易省のプレスリリースによると、英國原産の対日輸出の 99% が関税撤廃の対象となる見通しです。また、両国政府の発表では、上着、編み物、および焼き菓子や、一部の鉄道車両・自動車部品に関する原産地規則の緩和も示唆されています。さらに、英國は現在日 EU・EPA で有税となっている一部の日本原産鉄道車両・自動車部品に対する関税を即時撤廃するとしています。

また、各社の報道では、日 EU・EPA と同様に、日英 EPA では英國側の自動車に対する関税が段階的に譲許され、最終的に完全に撤廃されます。一方、日本はハードチーズに対する関税を同様に段階的に譲許し、最終的に完全に撤廃します。また、日本で適用される、英國原産の牛肉、豚肉、鮭やその他の農水産物に対する関税が譲許されます。

日英間において輸出入を行っている企業にとっては、日英 EPA の発効により大きな影響を受けるといえます。現在自社製品に対して日 EU・EPA に基づいて適用されている関税率や原産地規則は日英 EPA で変わることもあります。そのため、日 EU・EPA の原産地規則を満たして EPA の適用を受けている製品でも、日英 EPA が発効すれば規則を充足しなくなり適用対象外となる可能性があります。またサプライチェーンが他の EU 国とまたがっている場合、現段階の報道ではどの程度 EU 原産品が日英協定上の原産品とみなされるかどうかはまだ明らかではありません。仮に EU 原産の部品が全面的に日英協定上の原産品とみなされる場合は、協定上の原産地基準の充足がより容易になります。

### 【今できる対策とは】

今検討すべき具体的な対策としては以下が挙げられます。

- ・ 引き続き日英 EPA のニュースを注視し、自社への影響を検討
- ・ サプライチェーンの全体像を把握し、自社製品が EPA の適用対象外となった場合の影響を理解
- ・ USMCA が適用できるものについては、USMCA の原産品であるとの妥当性が証明できる原産判定プロセスの構築・見直し
- ・ サプライヤーと連携し、日英 EPA の原産地規則を満たす原材料を特定

---

**Let's talk**

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

[www.pwc.com/jp/customs](http://www.pwc.com/jp/customs)

ディレクター

Robert Olson

シニアマネージャー

芦野 大

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。